

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り

8月5日発行
vol.758

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

7/25 (土)

南相馬市HP

「みなみそうまトピックス」から

南相馬市 市制施行20周年 ・東日本大震災15年式典

7月25日にゆめはっとなにて、「南相馬市 市制施行20周年・東日本大震災15年式典」を挙行了しました。



2ページをご覧ください。

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・南相馬市 市制施行20周年・東日本大震災15年式典 ----- 2
- ・わんぱく相撲全国大会出場に係る市長面談 ----- 3
- ・令和8年度 姉妹都市相互派遣交流事業 南相馬市派遣団 出発あいさつ ----- 3

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 4
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 12

●厚生労働省

- ・医療機関・薬局の受付では、マイナ保険証か資格確認書をご提示ください ----- 14

7/25 (土)

南相馬市 市制施行20周年 ・ 東日本大震災15年式典

7月25日にゆめはっとにて、「南相馬市 市制施行20周年・東日本大震災15年式典」を挙行了しました。

当日は、来賓の方々や多くの市民の皆さまに出席いただき、これまでの南相馬市のあゆみを振り返るとともに、今後の南相馬市のさらなる飛躍を誓いました。

式典では、南相馬市の誕生や発展に尽力いただいた初代特別職をはじめ、合併協議会委員の方々への感謝状の贈呈や福島医大放射線健康管理学講座主任教授の坪倉正治様の基調講演も行われました。

式典の最後には、原町高等学校吹奏楽部による記念演奏が行われ、式典を締めくくっていただきました。



市制施行20周年記念動画



4ページをご覧ください。

7/27 月

わんぱく相撲全国大会出場に係る市長面談

7月27日に、「第41回わんぱく相撲全国大会」、「第7回わんぱく相撲女子全国大会」に出場する皆さん、および、わんぱく相撲原町場所を主宰する原町青年会議所の皆さんが市長と教育長を訪問しました。

面談では、選手の皆さんから全国大会への意気込みが伝えられ、また市長と教育長から全国の舞台での健闘を期待する激励の言葉が贈られました。

全国大会は、男子が8月2日に東京都で、女子は9月20日に富山県で開催されます。



7/31 金

令和8年度 姉妹都市相互派遣交流事業 南相馬市派遣団 出発あいさつ

7月31日、市役所にて「令和8年度 姉妹都市相互派遣交流事業」に伴う南相馬市派遣団の出発あいさつが行われました。

本事業は、「南相馬市・ペンドルトン市教育相互派遣交流に関する議定書」に基づき実施されており、今回は、市内に住む女子学生6人と引率者1人の計7人が派遣され、8月4日から8月18日までの期間、姉妹都市であるペンドルトン市を訪問します。

現地滞在中は、ペンドルトン高校やニッキアウェイ高校の生徒たちとの交流活動をはじめ、ネイティブアメリカン居住地での貴重な文化体験など、多彩なプログラムが予定されています。

また、交流の場では、学生たちが自ら南相馬市の魅力や文化について発信するプレゼンテーションも行います。





南相馬市からのお知らせ

南相馬市公式YouTubeチャンネルから  YouTube

【福島県南相馬市】市制施行20周年記念動画

7月29日公開

南相馬市は、令和8年1月1日に市制施行20周年を迎えました。

平成18年1月1日、旧小高町、旧鹿島町、旧原町市の1市2町が合併して誕生した南相馬市。

この20年間、市民の皆さまとともに、東日本大震災と原子力災害をはじめとするさまざまな困難を乗り越えながら、復興と発展への歩みを進めてきました。

本動画では、南相馬市が歩んできた20年を振り返るとともに、豊かな自然や受け継がれてきた歴史・文化、地域で暮らす人々の姿、そして未来に向かって進み続ける現在の南相馬市をご紹介します。

これまで本市の歩みを支えてくださった市民の皆さま、市外・県外・国外から温かいご支援をお寄せくださったすべての皆さまに、心より感謝申し上げます。

南相馬市のこれまでの20年と、これから始まる新たな未来を、ぜひご覧ください。。

▶ <https://youtu.be/JIMb58VmS4E>





みなみそうまチャンネル



電話でのお問合せ
TEL:0244-26-5663

<http://www.minamisoma.tv/channel/>



または  YouTube ライブ配信

<https://youtu.be/tKnP0CS1cJo>



今週の番組

番組内容 [7/31~8/7]

- 毎時 00分～ オープニング&今週の番組
 01分～ 第14回 南相馬市鎮魂復興市民植樹祭
 17分～ 地域学校協働活動 サツマイモ苗植え体験
 29分～ 月刊 図書館通信8月号
 33分～ 北泉海水浴場 海開き
 35分～ 南相馬市議会定例会 令和8年 第2回(6月)定例会 放送日程のお知らせ
 38分～ 南相馬市からのお知らせ 熊対策の現状と市民の皆様へのお願い
 45分～ のんびりみなみそうま散歩 国見山森林公園
 49分～ 四季百景 ～南相馬山紫水明の間から～
 54分～ 南相馬公式ライン 利用方法
 58分～ #みんなの南相馬ポスト／8月休日当番医／YOUTUBE配信



みゆーまーくん



浪江町からのお知らせ

医療費一部負担金等の免除延長のお知らせ

8月1日HP更新

国民健康保険および後期高齢者医療保険の医療費一部負担金の 免除期間が令和9年2月28日まで延長されます

- 国民健康保険の免除証明書 …………… オレンジ色のカード型
- 後期高齢者医療保険の免除証明書 …… ピンク色のA4サイズ

令和8年8月1日以降に医療機関を受診する場合は、マイナ保険証または資格確認書と一緒に提示してください。

次ページへ続きます 

対象者および免除期間

免除対象者	免除期間
避難指示が継続中の帰還困難区域等の方	令和8年8月1日から令和9年2月28日
旧居住制限区域、旧避難指示解除準備区域、旧緊急時避難準備区域、旧特定避難勧奨地点の方(平成27年以前に解除された地域を除きます。)	令和8年8月1日から令和9年2月28日 (国民健康保険) 同じ世帯の国民健康保険加入者全員の令和7年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は 免除対象外 となります。(※1) (後期高齢者医療保険) 同じ世帯の後期高齢者医療保険加入者全員の令和7年中の基礎控除後の所得合計額が600万円を超える世帯は 免除対象外 となります。

(※1) 世帯内に未申告者がいる場合、所得確認ができないため、**免除対象外**となります。ただし、公的年金、給与支払報告書が提出されていて、その他に所得のない方は申告の必要はありません。詳しくは、広報なみえ2月号の8ページの「税の申告受付が始まります」をご覧ください。

- 免除期間内であっても、世帯内の被保険者の増加や減少、世帯主の変更、所得の変更などにより、免除対象や免除対象外となる場合があります。
- 震災後に浪江町に転入された方で、他市町村で免除を受けていた場合は、浪江町でも免除の対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

【注意事項】

国民健康保険および後期高齢者医療保険**以外**の健康保険に加入している方の一部負担金免除の申請等に関しては、勤務先の健康保険担当者、または現在お持ちのマイナ保険証または資格確認書の保険者にお問い合わせください。

浪江町国民健康保険以外の健康保険に加入している方

国民健康保険の保険証および免除証明書は使用できません。もし浪江町から免除証明書が届いた場合には、国民健康保険脱退の手続きをお願いいたします。

脱退手続きをしないまま国民健康保険を使用してしまった場合、一部負担金免除分を含めた医療費(10割)を返還していただくことになりますので、**必ず脱退のお手続きと併せて、国民健康保険証および免除証明書の返却をお願いします。**

▶ 国民健康保険加入・脱退の手続きについて

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/26382.html>



次ページへ続きます 

※ お持ちの一部負担金免除証明書を紛失してしまった場合には、再交付の申請をお願いいたします。

▶ 資格確認書等を紛失したとき

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/6/20120307-001.html>



※ 入院時食事療養費の標準負担額や、接骨院などを受診した際の療養費一部負担金相当額の免除は、平成24年2月29日で終了していますので、自己負担をお願いいたします。

問い合わせ

健康保険課 国保年金係

TEL 0240-34-0242

令和8年度第3回浪江町営住宅入居者募集

8月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 8月募集のご案内[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/25290.pdf>



募集期間

8月10日(月)～8月21日(金) ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	2
			2LDK	一般住宅	2
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	1
			2LDK	一般住宅	-
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC造5階建て	3DK	一般住宅	1
			1LDK	優先住宅 注意	-
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
	津島住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	-
			2LDK	一般住宅	-
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	-

次ページへ続きます 

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあたり、優先世帯(高齢者(65歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- ・子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- ・すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- ・家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- ・幾世橋集合住宅、請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃のほかに共益費がかかります。
- ・請戸住宅団地、津島住宅団地は、家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

申し込み資格

住宅の種別により申し込み資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- ・現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面でご確認ください。
- ・市町村の税の滞納がないこと
- ・過去に町営住宅に入居していた場合、家賃に滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

【災害公営住宅】(幾世橋住宅団地・請戸住宅団地)

浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)で、次のいずれかに該当する方

- ・町内に居住する住宅がない方(申込者名義の住宅がない)
- ・帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】(幾世橋集合住宅・津島住宅団地)

世帯の年間所得の月額が**487,000円**を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・浪江町に移住する方

【町営住宅】(御殿南住宅)

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- ・浪江町に帰還する方(※平成23年3月11日時点で町内に居住)
- ・世帯の年間所得の月額が**158,000円** **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上のみ)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額**214,000円**

次ページへ続きます 

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24857.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24883.pdf>



【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24859.pdf>



▶ 津島住宅団地募集要綱[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24860.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/24861.pdf>



● 住宅の概要はこちらをご覧ください。

▶ 浪江町営住宅概要

<https://www.town.namie.fukushima.jp/soshiki/23/28273.html>



申し込み方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

● すべての方

▶ 町営住宅入居申込書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22940.pdf>



次ページへ続きます 

●解体状況がわからない方

▶被災家屋に関する同意書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



●前年1月以降に就職・転職した方

▶給与支払証明書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



▶給与支払証明書[Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22455.xlsx>



●前年1月以降に退職し、現在も無職の方

▶退職証明書[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



▶退職証明書[Excel]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/22456.xlsx>



●諸事情により申し込み後に辞退される方

▶町営住宅入居辞退届[PDF]

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/16035.pdf>



申込先

【窓口・郵送】住宅水道課 住宅係 ※期間内必着

〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】津島支所、各出張所(福島・二本松・いわき)

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

次ページへ続きます

【申し込み11月13日締め切り】 ハワイアンズ 敬老ご招待

8月3日HP更新

多年にわたり社会貢献された皆さんの長寿をお祝いし、常磐興産株式会社のご厚意により、以下の対象者の方を「スパリゾートハワイアンズ」に無料招待します。

▶ チラシ

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/25341.png>



対象者

浪江町に住民登録のある70歳以上の方(令和8年9月1日時点)

※ 招待者本人と付添者1人(年齢不問)の計2人が入場無料となります。

有効期間

9月1日(火)～11月30日(月)

※ 期間内1回のみ利用できます。

※ 9月19日(土)～23日(水)は除外日となり、本招待券をご利用いただけません。

申し込み方法

介護福祉課介護係に電話またはWEBからお申し込みください。

▶ WEBからの申し込み

<https://17bad863.form.kintoneapp.com/public/d7ce9008f001dc0e3256618340d989136848b52543186e560654bf83a55bf903>



※ 招待券の発送には1週間程度かかります。

申込期間

8月12日(水)～11月13日(金)

問い合わせ

介護福祉課 介護係

TEL 0240-34-0226



双葉町からのお知らせ

住民説明会の開催について

8月1日HP更新

特定帰還居住区域の一部の避難指示解除に向けた 住民説明会の開催について

町では、特定帰還居住区域のうち、下長塚、三字、羽鳥行政区（以下「対象区域」）について除染・解体の進捗状況やインフラの整備状況などを踏まえ、令和8年度中の避難指示の解除に向けて取組を進めているところです。

そのため、対象区域の避難指示解除に係る住民説明会を下記のとおり開催しますので、大変お忙しいところ恐れ入りますが、ご出席いただきますようご案内申し上げます。

※ 出席対象者の方は下長塚、三字、羽鳥行政区における帰還意向調査対象の皆さまとしており、世帯ごとにご案内の通知をお送りしております。

月日	時間	場所	
8月19日(水)	午前10時～正午	双葉町	双葉町役場 2階大会議室(議場) 双葉町大字長塚字町西73番地4 TEL 0240-33-0126(直通)
8月21日(金)	午前10時～正午	埼玉県 加須市	キャッスルきさい 1階(多目的室) 埼玉県加須市根古屋633番地10 TEL 0480-73-3101
8月25日(火)	午後2時～4時	いわき市	いわき市労働福祉会館 3階(大会議室1) いわき市平字堂ノ前22 TEL 0246-24-2511

問い合わせ

住民生活課

TEL 0240-33-0126

双葉町民の避難状況(令和8年7月31日現在)

この避難状況は、平成23年3月11日現在の人口から、死亡者を除き、震災以降の転出者および転入者(令和4年8月30日の特定復興再生拠点区域避難指示解除後の新規転入者を除く)、出生者を含むものであり、現在、町として支援対象となる人口の避難状況を表しています。

* 所在不明者:1人

* 死亡者:1,425人(うち災害関連死亡者(令和8年7月31日現在):181人)

【都道府県別】(福島県外)

都道府県	人 数	前月比	都道府県	人 数	前月比
北海道	8	▲1	京都府	9	
青森県	15		大阪府	10	
岩手県	9		兵庫県	4	
宮城県	246	▲2	奈良県	1	
秋田県	10		和歌山県	-	
山形県	14		鳥取県	1	
茨城県	421	▲1	島根県	13	
栃木県	146		岡山県	3	
群馬県	44	▲2	広島県	4	
埼玉県	696	▲3	山口県	2	
千葉県	157		徳島県	-	
東京都	344	▲6	香川県	-	
神奈川県	174	+1	愛媛県	5	
新潟県	107	▲1	高知県	-	
富山県	8		福岡県	10	
石川県	16		佐賀県	2	
福井県	2		長崎県	5	
山梨県	14		熊本県	-	▲1
長野県	12		大分県	4	
岐阜県	6		宮崎県	3	
静岡県	28		鹿児島県	12	
愛知県	11		沖縄県	2	
三重県	2		国外	6	
滋賀県	1		合計	2,587	▲16

【福島県内市町村別】

市町村	人 数	前月比	市町村	人 数	前月比
福島市	212		西郷村	27	
会津若松市	35		泉崎村	8	
郡山市	551	▲1	中島村	2	
いわき市	1,919	+3	矢吹町	25	
白河市	149	▲1	棚倉町	12	+1
須賀川市	55		塙町	7	
喜多方市	4	▲1	石川町	1	
相馬市	48		平田村	4	
二本松市	22	+1	三春町	26	
田村市	13		小野町	-	
南相馬市	247	▲1	広野町	32	
伊達市	12		檜葉町	18	
本宮市	36		富岡町	24	
桑折町	2		川内村	3	
川俣町	-		大熊町	19	
大玉村	10		双葉町	105	
鏡石町	16		浪江町	9	▲1
天栄村	-		新地町	6	
下郷町	2		合計	3,677	0
只見町	2				
南会津町	1				
猪苗代町	4				
会津坂下町	7				
会津美里町	2				

総数

6,264

▲16

問い合わせ

戸籍税務課

TEL 0240-33-0132

医療機関・薬局の受付では、 マイナ保険証か資格確認書をご提示ください

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。
受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、
マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。
マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証のメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な処置や搬送先の選定などに活用される
- ✓ カードを取り出すことなくスマホで受付ができる

※ 準備の整った半数以上の施設で使えます。未対応施設では実物のマイナンバーカードをご利用ください。

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご活用ください！

避難先住所等の届出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム(避難者名簿)に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。あわせて、避難元自治体への連絡もお願いします。

- ・ 転居したので住所が変わった(変わる予定である)
- ・ 家族構成が変わった
(子が進学などで転出、帰還した家族がいる など)
- ・ 避難生活が終了した(避難の意思を有しなくなった)

連絡先 三条市 福祉課 福祉・公営住宅係
TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2026.8.5現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	12	30
原町区	3	3
南相馬市 計	15	33
浪江町	3	10
双葉町	1	1
郡山市	2	4
合 計	21	48

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5523(直通)